

平成29年12月1日

上天草市前島観光拠点施設条例の制定について

本市では、観光施設が集積する前島地区において、その拠点性を高めるため観光拠点施設等の整備を進めております。

上天草市観光の起点としてより多くの観光客を集め、ここから市内の観光スポットを回遊するそういう役割が果たせるよう、以下の機能を有する施設を整備いたします。

その中核施設となる「観光交流活性化施設」の整備着手に先立ち、施設等の設置・管理に関し必要な事項を定めるため、上天草市前島観光拠点施設条例を制定するものであり、12月定例会に議案として上程しております。

当該施設の管理運営には、指定管理者制度を導入することとしており、施設整備と並行して指定管理候補者の選定を行うこととしております。

なお、当該施設は、平成30年1月に着工し、平成31年4月のオープンを目指しています。

〔施設の概要〕

○施設名称

- ・上天草市前島観光拠点施設（観光交流活性化施設、広場等で構成）

○所在地

- ・上天草市松島町合津 6215 番地 17 他

○観光交流活性化施設の規模等

- ・構 造 鉄骨造 平屋建て
- ・床 面 積 1,221.87 m²
- ・本体事業費 総額 4 億 3 千万
(建築 2 億 8 千万円 電気 6,600 万円 機械 8,400 万円)

○観光交流活性化施設の機能

- ・観光情報やイベント情報が入手できる「観光交流機能」
- ・地域産品等を購入できる「地域産品等販売機能」
- ・アウトドアスポーツを体験できる「体験機能」



(連絡先)

総務企画部企画政策課

開発プロジェクト推進室

担当：中村課長、光瀬室長

電話：0964-26-5546

FAX：0964-56-4972

前島地区総合開発事業の整備状況等について

